

2022年12月定例会の特徴、反省点ならびに議会改革課題について

2023年1月11日（水）

提出委員：会派・友和（奴間健司）

1 定例会の特徴

- ①無投票となった市長選実施後直後の定例会であった。市長は「所信表明」を読み上げた。マニフェストと所信表明の関係について疑問点が残る内容であった。
- ②一般会計補正予算（第4号）6億438万2千円の増額。住民税均等割のみ課税世帯に5万円給付で6040万6千円など物価高騰対策が盛り込まれた。
- ③一般会計補正予算（第5号）（追加補正）6106万8千円の増額。出産・子育て応援補助金（妊娠届妊婦に5万円、出生した子ども養育者に5万円）が盛り込まれた。
- ④第71号議案・古賀市立学校体育施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正。北中の地域開放室が地域に開放されることになった。
- ⑤第78号議案・古賀市健康文化施設の指定管理者の指定。3年間の指定管理者を指定した。
- ⑥4年請願3「少人数学級の推進」と「義務教育費国庫負担制度の拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願について審査途中で訂正が行われた。二つの請願は賛成全員で採択された。
- ⑦タブレットを本格的に活用した。

2 定例会の反省点、課題について

（1）一般会計補正予算（第4号）について

- ①補正予算を編成する理由を地方自治法218条第1項に基づき的確に説明する必要がある。コロナ対策や物価高騰対策は補正を編成する理由の一つであるがこれだけが強調される傾向がある。

この補正の理由は以下の7点といえる。

- ア) 返還金の確定・国庫負担金等の返還金約1億5,773万円
- イ) 扶助費の増・障がい者自立支援給付金約1億2,473万円
- ウ) 電気料値上げ・電気料金値上げに伴う公共施設の電気料約5,060万円
- エ) コロナワクチン・コロナワクチン約3,103万円
- オ) 債務負担行為・2023年度の事業に関する債務負担行為の追加
- カ) 人件費・人事院勧告に伴う人件費の調整
- キ) 物価高騰対策・電気料金・物価高騰対策約1億2,750万円（市独自）

- ②コロナ対応地方創生臨時交付金を活用する市独自の電気料金・物価高騰対策について

- ア) 結果の検証を行い公表すること
- イ) 総務課危機管理係担当については危機管理体制に影響が出ないよう応援体制を求める
- ウ) 省エネ対応機器の導入費用について導入期間を2023年2月28日までとしているが弾力的に運用すること

③補正予算全体の説明資料について

ア) 取手市の事例を参考に改善すること

イ) 取手市議会の議会運営について不正確な認識を基に事実上取手市の資料が参考にならないという趣旨の答弁があった。この点については猛省を促したい。

ウ) 財源について新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用するのであればきちんと説明することを。計上していないから説明する必要がないという認識は改めること。

(2) 一般会計補正予算(第5号)について

①市の負担について

国の制度に基づく補正予算だが、市が6分の1を負担する理由については答弁できない場面があった。

市長個人の意見として、「やるかやらないかは市町村の意思だが、国がこれだけ負担するのでぜひやってほしいというメッセージが込められているものとする」という答弁があった。これは地方の財政力によって格差が生じることを黙認する意見とも受け取られる。

②最終日の追加提案

最終日に提出される場合、会期日程を延長し、特別委員会での審査を行う必要があると考える。

(3) 第71号議案 古賀市立学校体育施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

①学校市施設の複合的な有効活用に向けた第一歩として評価できる。

②カギの受け渡しを市民体育館のスポーツ協会の窓口とした件については、施行前に改善を図るとことを求める。

(4) 第78号議案 古賀市健康文化施設の指定管理者の指定について

①指定管理期間が3年であることの明確な説明は得られなかった。3年前は公共施設総合管理計画の個別計画が策定されるのでその結果を反映しやすくするためという説明だった。個別計画は第I期アクションプランとして策定された。にもかかわらず3年とした理由は明確ではない。

②市民体育館をクロスパルに集約化しようという意図を感じる。それは利用者・団体との協議をしっかりと踏まえるべきことである。

(5) 所信表明について

①市長は12月6日の本会議で「所信表明」を読み上げた。

その内容は、市長選挙前に市長が公表したリーフレットの内容(「古賀市のためにしていきたいこと」)に7項目追加したものであった。

②所信表明とは何かについて執行部において整理することを求める。

一般的には次のように理解されている。

ア) 市長選挙で当選した市長が、選挙後初めての議会の場で述べるもの。

イ) 選挙で支持された公約（マニフェスト）をどのように実現するか基本姿勢や決意を述べる場合が多い。

ウ) 政治家個人の所信であり、その期間は4年間の任期全体である。施政方針は公約（マニフェスト）に基づき1年間に実施しようという方針であり、市長個人ではなく行政組織を挙げて取り組むものである。

③市長は所信表明で選挙前、選挙中に公表した「公約」拡大してしまった。

市長は②について正確に理解しているのか疑わしい。なぜならば、公約に7点の新たな項目を追加したからである。厳密に言うと、追加された7点は市民との約束とは言えない。その7点は以下の通り重要なものばかりである。

1. 更新時期を迎える浄水場の検討
2. 増加傾向にある不登校児童生徒の支援体制の充実
3. こども家庭庁発足や子育ての総合的支援の在り方検討への主体的関わり
4. AIや量子コンピューター活用による政策実効性向上
5. 県との連携による河川の維持管理、改修、雨水浸水対策強化
6. 地域コミュニティ活動の支援
7. 2027年の市制施行30周年

この7点は、当選後に各課との協議の中で指摘を受け追加されたものではないかと推察される。これらは選挙の洗礼を受けていない。

④12月定例会で経験した「所信表明」は実ほとんどもないことかもしれない。無投票という現実はこのようなことを招来してしまうのかもしれない。

3 議会改革の取組みについて

①委員会会議録を議会ホームページにアップすること

②常任委員会のインターネット中継・録画配信を行うこと

ア) 付託された議案の審議、配布資料の公表

イ) 所管事務調査、配布資料の公表

ウ) 議運、配布資料の公表

エ) その他（今期中に課題の洗い出しをしたい）

③常任委員会の閉会中の所管事務調査において、自由討議を行い、委員会の意志として指摘・提言を行うこと

④予算・決算の審査方法を改善すること

ア) 可児市議会の視察成果を踏まえ改善を加えたい。

- ・説明だけを聞く委員会
- ・質疑の通告
- ・通告に基づく執行部の対応
- ・分科会ごとに提言をめぐる議員間討議、取りまとめ
- ・全体会での各分科会からの報告と取りまとめ、全会一致か多数決か
- ・提言書の提出と執行部の対応（予算時の重点事業報告書、決算時の点検結果報告書）